

# クラウドファンディング活用支援事業補助金

## (Q&A)

Q1 ふるさと納税起業家支援補助金（ふるさと起業家創出プロジェクト）との併用は可能ですか？

A1 同一の事業については、クラウドファンディング活用支援事業補助金 または ふるさと納税起業家支援補助金 のうち一方のみ活用することができます。いずれか一方を選択して申請してください。

実施する事業が異なる場合には、クラウドファンディング活用支援事業補助金 と ふるさと納税起業家支援補助金のそれぞれに申請することが可能です。

Q2 スタートアップ創業支援等事業補助金との併用は可能ですか？

A2 クラウドファンディング活用支援事業補助金 と スタートアップ創業支援等事業補助金 は、対象とする経費が重複しない場合に限り、両方に申請することが可能です。

Q3 今年度内に複数の事業を実施する予定なのですが、補助金の申請は何回までできますか？

A3 クラウドファンディング活用支援事業補助金の交付は、1年度内（4月1日から翌年3月31日までの間）に1度のみ受けることができます。

異なる事業を行う場合であっても、同じ年度内に2回以上の交付は受けられませんので、ご注意ください。

Q4 クラウドファンディングを実施する際は、どのクラウドファンディング運営事業者（サービス）を使っても良いのですか？

A4 どの運営事業者を選択しても問題ありません。補助金の交付を受けるためには、クラウドファンディングを開始する前に市の事業認定を受ける必要があります。認定を申請する際に、使用する運営事業者を申請書に記載してください。

Q5 クラウドファンディングで集まった金額が目標額に到達しなかった場合は、事業を実施しなくても良いのですか？

A5 目標額に到達しなかった場合に事業を実施しないことも可能です。ただし、あらかじめ、All in 方式（目標額に達しなくても調達した資金を受け取る手法）または All or Nothing 方式（目標額に達した場合のみ調達資金を受け取る手法）のいずれかを選択し、事業認定を申請する際に申請書に記載してください。

All in 方式を選択した場合は、必ず事業を実施してください。

Q6 認定を受けた事業は、年度内に完了しなくてははいけませんか？

A6 年度内に完了させる必要はありません。ただし、認定を受けた事業は、補助金の交付を受けた日の属する年度の3月末日までに必ず開始してください。